

## 第7期 雲南市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和4年6月20日（月） 13:30～14:14

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

4番 堀江 広孝      6番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二      局長 田部 公利      主査 白築 香      主幹 小林 弘典  
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第165号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第166号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第167号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第168号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第169号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第170号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第171号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第24回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番川角茂委員、12番林明夫委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告について</li> <li>・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第165号雲南市都市計画審議会委員の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。議第165号雲南市都市計画審議会委員の選出についてでございます。また、本日お配りしております別紙1の第7期雲南市農業委員会組織体制、外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。現状では、雲南市都市計画審議会委員へ加藤会長にお出かけいただいております。任期は令和4年7月8日までとなっております。審議会事務局からの委員選出依頼書における任期は令和4年7月9日から令和6年7月8日となっておりますが、雲南市では令和5年7月に農業委員会の改選があることから、今回の任期は農業委員の任期に合わせることにし、令和4年7月9日から令和5年7月19日までと致します。なお、審議会事務局から依頼があった残期間については第8期農業委員会決定時に改めて議題といたします。以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。
5 番	5 番です。議第 1 6 5 号は人事案件でございます。先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程、事務局から現在の委員の加藤会長の名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、事務局並びに運営委員長から説明と提案がありました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 (無しの声あり)
議 長	これは人事案件でございますので討論を省略いたします。 お諮りいたします。議第 1 6 5 号雲南市都市計画審議会委員の選出については、現在の委員のわたくし、加藤一郎を提案のとおり留任とし選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 1 6 5 号雲南市都市計画審議会委員の選出については提案のとおり留任とし、選出することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第 1 6 6 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 0 ページ、議第 1 6 6 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。1 1 ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目は議案書のとおりで面積は 2 0 7 m <sup>2</sup> 、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は山林に囲まれ日当たりが悪く耕作が困難な場所にあるため、相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林化してしまったということです。令和 4 年 5 月 3 1 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 3 筆です。地目は議案書のとおりで面積は合計 2, 2 5 6 m <sup>2</sup> 、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は急傾斜にあり耕作が困難な場所にあるため、相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林化してしまったということです。令和 4 年 5 月 3 1 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地について、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため非農地証明として問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくお願いたします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第 1 6 6 号についての説明をおわります。次に、質疑はございま

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>せんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第166号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第166号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第167号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第167号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面については8ページから掲載しています。</p>
	<p>番号1から4番、〇〇町〇〇、〇〇地区で地目は田2筆、畑2筆の合計4筆で関係者は1名、合計面積は3,816㎡です。令和4年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>番号5から7番、〇〇町〇〇地区で地目は畑3筆で関係者は1名、合計面積は688㎡です。令和4年6月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>番号8と9番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は1,477㎡です。令和4年5月31日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>番号10と11番、〇〇町〇〇地区で地目は畑2筆で関係者は1名、合計面積は674㎡です。令和4年5月31日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>番号1から11番の各筆数は田4筆、畑7筆の合計11筆、面積は田4,328㎡、畑2,327㎡の合計6,655㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第167号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第167号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第167号農地法第2条の規定による非農地通知に対</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>する承認については、承認することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議第168号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書14ページ、議第168号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は13ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は658㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番は空き家付き農地の案件となっております。申請地は〇〇町〇〇の1筆で、地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は510㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は空き家付き農地制度により譲り渡す。譲受の申請事由は空き家付き農地制度により譲り受けるということです。家庭菜園程度の規模で自家消費用の野菜を栽培されます。耕運機などの農機具はリースにより手配されるということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は2,690㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するという事です。土地代、確認委員は議案書の通りです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、以上についてご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
12番 議 長	<p>はい</p> <p>はい。どうぞ。</p>
12番	<p>12番です。申請番号2番の案件ですが、空き家付き農地制度の対象です。制度により取得した農地で家庭菜園程度の野菜や果物を栽培するという事でした。申請地が広いため、作れないところについては荒廃農地とならないように草刈り等の保全管理を行うそうです。申請者は造園業を営んでおり、耕運機等を保有しておられ家庭菜園には全く不安がないと言っておられます。また、地区の自治会へ加入し、共同作業に参加したりして地域住民と交流を図っていくとのことです。申請地が広大であり、今後の経営拡大はしないそうです。以上、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第168号についての説明を終わります。次に、質疑はございま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>せんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第168号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第168号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第169号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第169号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件を説明いたします。17ページをご覧ください。図面は20ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は9.99㎡です。申請人は、議案書のとおりで転用目的は墓地で墓碑一式です。転用理由は現在の墓地が山の中腹にあり管理ができないため、申請地に移転したいとのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。以上報告いたしますのでご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第169号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第169号農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第169号農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第170号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第170号農地法第5条の規定による許可申請について説明しま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>す。議案書19ページをご覧ください。図面については23ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は13㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は宅地拡張で、転用理由は申請地を譲り受け、庭を拡張したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成元年頃から庭の一部として利用してしまったとのことです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。以上報告しますのでご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
17番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
17番	<p>17番です。こちらについては、始末書案件ということもあり譲受人に聞き取りを行っております。申請地は平成元年に譲り受けて庭として利用されていましたが、当時は所有権移転登記までは行っておらず、今回、登記をする際にまだ農地であることが判明したためこの度の申請となりました。始末書を読み上げます。この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、申請地は畑でありましたが、平成元年に譲り受けて庭の一部として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう注意を致しますということですのでご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上で、議第170号についての説明を終わります。次に、質疑はございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第170号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第170号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第171号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第171号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書21ページをご覧ください。今回は設定件数3件となっております内訳は〇〇町1件、〇〇町2件で、このうち〇〇町の2件は、しまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受け戸数は3戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で14時10分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。 ・・・・・・・・（休憩）・・・・・・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに〇〇町よりお願いします。
7 番	はい、7番です。番号1番の〇〇町の案件ですが、再設定であり問題ないと判断しましたのでよろしくお願ひ致します。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
13 番	はい、13番です。番号2番の案件です。一括方式で借受人は法人ですが、周辺で多数の集積実績があり妥当と思われまますのでよろしくお願ひ致します。
議 長	はい、ありがとうございます。 ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 （無しの声 あり）
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 （無しの声 あり）
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第171号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 （異議なし の声）
議 長	異議なしと認めます。よって、議第171号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 （14：14終了）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_